

笠間市告示第411号

令和3年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年8月24日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和3年8月31日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和3年第3回笠間市議会定例会会期日程

| 月 日   | 曜 日 | 会 議 名 | 議 事   |
|-------|-----|-------|---|
| 8月31日 | 火   | 本会議   | 開会<br>会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>請願・陳情（付託）<br>議案上程・提案理由説明<br>質疑・討論・採決（議案の一部）<br>〔一般質問通告締切（午前中）〕<br>〔議案質疑通告締切（午後5時）〕 |
| 9月1日  | 水   | 休 会   | 議案調査  |
| 9月2日  | 木   | 本会議   | 会議録署名議員の指名<br>決算特別委員会設置・付託<br>議案質疑・委員会付託<br>〔議会運営委員会〕<br>〔全員協議会〕  |
| 9月3日  | 金   | 休 会   | 常任委員会（総務産業）   |
| 9月4日  | 土   | 休 会   |   |
| 9月5日  | 日   | 休 会   |   |
| 9月6日  | 月   | 休 会   | 常任委員会（教育福祉）   |
| 9月7日  | 火   | 休 会   | 常任委員会（建設土木）   |
| 9月8日  | 水   | 休 会   | 決算特別委員会（第1日）  |
| 9月9日  | 木   | 休 会   | 決算特別委員会（第2日）  |
| 9月10日 | 金   | 休 会   | 決算特別委員会（第3日）  |
| 9月11日 | 土   | 休 会   |   |
| 9月12日 | 日   | 休 会   |   |
| 9月13日 | 月   | 本会議   | 会議録署名議員の指名<br>一般質問<br>〔全員協議会〕   |
| 9月14日 | 火   | 本会議   | 会議録署名議員の指名<br>一般質問  |
| 9月15日 | 水   | 本会議   | 会議録署名議員の指名<br>一般質問<br>〔討論通告締切（午前中）〕   |
| 9月16日 | 木   | 休 会   | 議事整理  |

| 月 日   | 曜 日 | 会 議 名 | 議 事   |
|-------|-----|-------|---|
| 9月17日 | 金   | 本会議   | 会議録署名議員の指名<br>各委員会委員長報告<br>質疑・討論・採決（議案の一部）<br>閉会<br>[全員協議会] |

※会期日程は上表のとおり決定されたが、質問者が少ないことから、一般質問が9月13日のみの開催となった。それに伴い、9月14日は休会とし、9月17日の日程を9月15日に繰り上げ、付議された議案の審議が全て議了したことから、笠間市議会会議規則第7条の規定により、議会の議決をもって9月15日に閉会された。

令和3年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

---

令和3年8月31日 午前10時00分開会

---

出席議員

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 議長  | 22番 | 石松俊雄君  |
| 副議長 | 12番 | 畑岡洋二君  |
|     | 1番  | 坂本奈央子君 |
|     | 2番  | 安見貴志君  |
|     | 3番  | 内桶克之君  |
|     | 4番  | 田村幸子君  |
|     | 5番  | 益子康子君  |
|     | 6番  | 中野英一君  |
|     | 7番  | 林田美代子君 |
|     | 8番  | 田村泰之君  |
|     | 9番  | 村上寿之君  |
|     | 10番 | 石井栄君   |
|     | 11番 | 小松崎均君  |
|     | 14番 | 藤枝浩君   |
|     | 15番 | 飯田正憲君  |
|     | 16番 | 西山猛君   |
|     | 17番 | 大貫千尋君  |
|     | 18番 | 大関久義君  |
|     | 19番 | 市村博之君  |
|     | 20番 | 小藺江一三君 |
|     | 21番 | 石崎勝三君  |

---

欠席議員

なし

---

出席説明者

|    |   |         |
|----|---|---------|
| 市  | 長 | 山口伸樹君   |
| 副市 | 長 | 近藤慶一君   |
| 教  | 育 | 長 小沼公道君 |

|          |        |
|----------|--------|
| 市長公室長    | 中村公彦君  |
| 政策推進監    | 北野高史君  |
| 総務部長     | 石井克佳君  |
| 市民生活部長   | 金木雄治君  |
| 保健福祉部長   | 下条かをる君 |
| 産業経済部長   | 古谷茂則君  |
| 都市建設部長   | 吉田貴郎君  |
| 上下水道部長   | 横手誠君   |
| 市立病院事務局長 | 後藤弘樹君  |
| 教育部長     | 堀江正勝君  |
| 消防長      | 堂川直紀君  |
| 会計管理者    | 前嶋典子君  |
| 笠間支所長    | 太田周夫君  |
| 岩間支所長    | 島田茂君   |
| 監査委員事務局長 | 中庭聡君   |

---

#### 出席議会事務局職員

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 堀越信一 |
| 議会事務局次長 | 西山浩太 |
| 次長補佐    | 松本光枝 |
| 係長      | 神長利久 |
| 主幹      | 塩田拓生 |

---

#### 議事日程第1号

令和3年8月31日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

- 日程第6 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）
- 議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）
- 日程第13 議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

- 日程第6 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）
- 議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）
- 日程第13 議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

---

午前10時00分開会

## 開会の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会につきましては、国の緊急事態宣言の発令を踏まえたさらなる新型コ

コロナウイルスの感染拡大防止対策として、今までの検温、手指消毒、マスク着用の徹底と傍聴の一部制限に加え、議場内での3密を回避するため、一般質問については、議員、執行部の入場を制限するとともに、質問時間を60分から30分に短縮するなど、より一層の感染対策を講じた議会運営をしております。市民の皆様、そして執行部の皆様には御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

また、本日、写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をしたことを報告をいたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、タブレットの資料のとおりであります。

---

## 市長挨拶

○議長（石松俊雄君）　ここで、市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　令和3年第3回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には、御多忙のところ定例会に出席を賜わり、御礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、57年ぶりに自国開催となった東京2020オリンピックが8月8日に幕を下ろしました。本市出身の畑岡奈紗選手や星野陸也選手、ホストタウンの交流ある選手たちが大舞台で見せた勇姿は、コロナ禍による試練を乗り越え、私たち市民に夢や感動を与えてくれました。選手の皆さんのさらなる活躍を信じて応援を続けていくとともに、オリンピック・パラリンピック大会によるスポーツの機運の高まりをスポーツによるまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの感染症についてでございます。

感染拡大の歯止めがかからず、全国的にほぼ全ての地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染の拡大となっております。また、感染者数の急速な増加に伴い、重症者数、療養者数が増加し、公衆衛生体制、医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっており、災害時の状況に近い局面が継続しております。

県内においても感染者数が増加し、感染力が強いデルタ株による感染例が確認されていることなどから、県は独自に非常事態宣言を発令し、また、国の緊急事態宣言の発令を受けて、8月20日から9月12日まで県全域に不要不急の外出自粛や飲食店等の営業時間短縮などを要請しております。

本市におきましては、県の非常事態宣言や国の緊急事態宣言に基づき、次の独自対策を

実施しております。

一つ目に、8月16日から公民館、体育館などの市関連施設の利用中止、二つ目に、小中学校の夏休み中のホームルーム等のリモート授業の実施、三つ目には、市役所においてテレワークやサテライトオフィス、時差出勤等を活用し、出勤者の削減を行っております。四つ目に、注意喚起としてパンフレットを作成し、区長会の協力を得、回覧板にて配付をさせていただきました。また、コンビニや事業所等にも配付をさせていただいたところがございます。

また、緊急事態宣言に伴う追加対策といたしましては、期間中の市内のイベントや行事をほぼ中止をしたところがございます。

また、感染者の急増で逼迫する中央保健所の業務をサポートするため、県からの要請により、8月23日からの5日間、保健師1人の応援派遣を行い、さらに本日からの2週間は、保健師に加えて健康観察などの業務に市職員2名を派遣をしております。

市内小中学校につきましては、夏休み明けの授業再開となる9月1日を全員登校日とし、2日から12日まではオンライン授業を基本として登校しないなどの対応を行っております。

また、市内での感染者数の状況を踏まえ、家庭内感染の防止や不安の解消、社会活動継続のために、市内在住、在勤者等を対象としてPCR検査を継続的に実施しております。今月19日までに行われた検査では、303名のうち陽性者が2名確認されたことから、感染の拡大を踏まえ、8月28日から31日まで、また9月8日から12日まで追加実施をしております。8月28日から30日までの間では、173名の方が検査を受けて1人の陽性者が確認をされております。市民の皆様におかれましては、一人一人が感染しない、感染させない、改めて感染予防の徹底をお願いを申し上げます。

次に、本市のワクチンの接種についてでございます。

本市のワクチン接種が円滑に進んでおりますのは、笠間市医師会をはじめとする医療関係者の皆様の御協力であり、厚く御礼を申し上げます。

接種状況につきましては、全人口比で、昨日の時点での速報値で、1回目の終了者が人口割で47.8%、2回目終了が39.3%、そのうち65歳以上の方の接種率は1回目が89.1%、2回目が87.4%となっております。

市の集団接種の予約でございますが、次回は9月13日に受付を開始し、19歳以上の方を対象に2,000回分を予定しております。笠間公民館、友部公民館で実施をしてみたいと思います。

また、本市に住民票がある12歳から18歳の方へのクーポン券の発送につきましては、現在体制を整えており、今月31日から順次、発送をまいります。

本市独自の優先接種につきましては、高校3年生の受験生に続き、中学3年生を対象とした接種を9月25日に実施をいたします。

また、母子健康手帳の交付を受けている妊婦さんの接種については、県中央病院の協力の下、9月21日から実施を進めていけるよう調整を進めているところでございます。妊婦さんへ個別に御連絡を差し上げる予定でございます。

今後、若い世代のワクチン接種が進むことで、感染の拡大が抑制されることが期待されます。引き続き、ワクチンの供給に合わせて状況に応じた見直しを行いながら、迅速に対応してまいりたいと思います。

次に、最近の地方を取り巻く国の動きについてでございますが、国における令和4年度予算の概算要求が、本日31日に締切りとなります。おおよそ110兆円を超える見通しとなる見込みでございます。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、予算の中身を大胆に重点化することなどが基本方針として示されています。その中で、年金、医療等の自然増を踏まえながらも、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども子育てを実現する投資の促進や基盤づくりを進め、民需主導の自立的な経済成長を促進することを目指し、新たな成長推進枠を設けて予算の重点化が図られます。

今後の方向としては、2050年のカーボンニュートラル等に向けた新たな交付金、デジタル庁を核としたデジタル化の加速、中小企業支援や観光再生など地方での取組の環境整備、子ども・子育て支援の包括的なパッケージの策定などが想定されます。

本市においては、一刻も早い市民生活の日常を取り戻すことを念頭に進めながら、国の概算要求の内容にも注視し、市民生活の向上につながる新たな取組を検討してまいります。

次に、今年度の事業の状況等について報告をさせていただきます。

初めに、道の駅かさまについてでございます。

9月16日に、グランドオープンを予定をしております。オープンに際しては、感染防止対策の徹底、交通対策を十分に行いながら、安心してお越しいただけるように努めてまいります。オープンに併せて、笠間の栗を利用した道の駅かさまオリジナル商品販売に向けた準備を行っているところでございます。

オープン後に行う予定であった笠間観光特別大使によるイベントなどは延期し、国や県の感染状況の指標などを参考に開催を検討をしてまいりたいと考えております。

テナントにおいては、CO<sub>2</sub>削減や環境への取組として、環境に配慮した袋や容器を用意してまいります。また、食品ロス削減する取組として、直売場での残野菜の活用やフードボックスの設置などによりSDGsにも取り組んでまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る支援策の学生生活支援事業についてでございます。

授業やアルバイトなど学生生活の影響だけでなく、就職をはじめ将来への不安を感じている学生に対して、本市の農産物や加工品、企業紹介等を詰め合わせたKASAMABO

Xによる支援を実施いたしました。今月27日の期限までに約500名の学生から申込みをいただき順次、発送を行っているところでございます。

次に、文化芸術に関する支援についてでございます。

笠間市を拠点に活躍する画家につきましては、東京などへの展覧会の中止や県内外での絵画制作の自粛など、活動の制限が余儀なくされております。このようなことから、新たに市独自の支援事業を予定しております。

例えば、愛宕山や佐白山などの絵画制作を依頼し、その作品につきましては、地域と芸術を結ぶ目的から、市内事業所等への展示、作品の紹介などにより芸術活動を支援していくものでございます。

次に、公共下水道及び農業集落排水事業の使用料改定についてでございます。

使用料の改定は、本市における下水道事業の安定的な経営を維持していくために不可欠な状況でございます。昨年からの料金改定の取組を進めてまいりましたが、下水道審議会の意見や新型コロナウイルス感染拡大による市民生活や地域経済の影響に配慮して、改定時期を1年間延期いたしました。改めて来年4月からの使用料改定に向けて、本定例議会に条例改正案を提出させていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、本市の秋の恒例イベントの状況についてでございます。

初めに、新栗まつりについてでございますが、本市特産の栗をテーマに、笠間の栗のモンブランをはじめ、生栗や焼き栗などの販売や栗拾い体験などが魅力となっております。

そういう中で、昨日、実行委員会により、笠間芸術の森公園においての例年行ってきた新栗まつりは中止との決定がされました。笠間の栗のPRの機会を失ってしまうことになり大変残念ではございますが、形を変えての栗の何らかのお祭りができるかできないか、現在、検討に入らせていただいたところでございます。

なお、笠間の栗のPRにつきましては、今年初めて、もんぶらり旅マップと題して、モンブランを提供する市内の18事業所を案内する新たなパンフレットを作成するほか、高速自動車道に架かる橋に横断幕を設置するなど、感染症終息後の誘客に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

次に、笠間焼や農産物、御当地グルメなどの店舗が並ぶ秋の笠間焼の大陶器市、第10回笠間浪漫の開催につきましてでございます。

9月23日から26日までの4日間、笠間芸術の森公園を会場として開催する予定でございますが、このコロナの感染拡大に伴い、開催するかどうかについて、現在、協議を進めているところでございます。

次に、今年で114回を迎える笠間の菊まつりにつきましては、10月23日から11月23日までの32日間、笠間稲荷神社をメイン会場として開催の準備を進めています。本年においても、市内小中学校で栽培していただいた菊マムなど、笠間稲荷神社や笠間稲荷門前通り、

笠間歴史交流館井筒屋に展示や装飾をしていきたいと考えております。

次に、かさま陶芸の里マラソン大会についてでございますが、昨年はコロナ禍において全国的に陸上競技やロードレースの中止が相次ぐ中、最大限の感染症対策を講じて開催し、日本最大のマラソンエントリーサイトのハーフマラソンの部において日本一の評価をいただきました。今年もいまだに感染の終息が見えない中でありますが、実行委員会を開催し、規模縮小や感染対策を徹底し、12月19日に開催することに決定をいたしました。

今後の状況により変更となる場合もありますが、コロナ禍においてもスポーツの持つ力やすばらしさが社会の活力につながるよう、感染症対策に十分配慮しながら準備を進めてまいります。

次に、台湾のマスクメーカーからマスクを寄贈いただくことについてでございます。

台湾では、新型コロナウイルスワクチンが不足し、確保が課題となっていた時期に、日本政府がワクチンの一部を無償提供したお礼として、台北駐日経済文化代表処を通じて日本に124万枚のマスクが寄贈されることとなりました。その中で、笠間台湾交流事務所を設置し、友好的国際交流を行っている本市に対して、9月上旬を目途にマスク2万枚が贈られる予定となっております。寄贈いただくマスクにつきましては、市内小中学校に保管用として配付し、児童生徒たちの役に立つよう大切に使用させていただきたいと考えております。

次に、今議会の提出議案等についてでございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が2件、令和2年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が1件、笠間市税条例の一部を改正する条例についてをはじめとする議案16件でございます。

令和2年度決算についてであります。一般会計、特別会計、企業会計合わせた歳入決算額は670億9,540万7,840円で、歳出決算額は660億7,952万5,225円であります。

補正予算の議案等につきましては、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）をはじめとする9件の補正予算を上程するものであります。

令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）であります。歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定などによる増額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種のための新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や接種体制確保事業補助金、また新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を主とした国庫支出金などを補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、不足する時間外勤務手当や予防接種委託料などを増額する新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して行う事業としては、コロナ禍で厳しい経営状況にある市内交通事業者を支援する地域交通継続協力金事業、DX計画に基づくロボットによる定型業務の自動化、R

PA、AI技術を活用した帳票の自動読み込みに関する事業、スケートボード全日本選手権大会を誘致し、併せてイベントを開催する笠間スポーツコミッション事業などがあります。また、このほか地区の要望等により緊急に対応すべき道路維持事業や市道整備に伴う市道新設改良事業や小中学校の緊急修繕などを中心に編成しているところでございます。

その結果、今回の補正予算額は4億9,137万7,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は340億1,090万3,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

### 開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### 議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番益子康子君、6番中野英一君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る8月24日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで議会運営委員会委員長より御報告をお願いいたします。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、8月24日に、令和3年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議

をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、8月31日から17日までの18日間といたします。

初日の8月31日は、会期の決定、請願・陳情の付託を行い、議案の上程、提案理由の説明を受けます。

1日は、議案調査のため休会といたします。

2日は、令和2年度の各会計の決算審査のため決算特別委員会を設置し、付託いたします。また、議案質疑を行い、各常任委員会へ付託を行います。

3日、6日、7日の3日間で各常任委員会を、また8日、9日、10日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

一般質問は、13日、14日、15日の3日間でを行います。

16日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の17日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

報告は以上であります。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月17日までの18日間とします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、今期定例会の会期は本日から9月17日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長より報告されましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

---

### 諸般の報告について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

市長より、令和2年度笠間市一般会計継続費精算報告について外6件の法令等に基づく報告事項が提出をされております。これにつきましては、資料をもって報告に代えることを御了承お願いいたします。

次に、令和3年第2回定例会において議決されました新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める意見書の提出につきましては、令和3年6月17日付をもって関係機関宛てに送付いたしましたので報告をいたします。

---

### 請願・陳情について

○議長（石松俊雄君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しをタブレットに配信しております。この件につきましては、文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

---

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号））

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

○議長（石松俊雄君） 日程第5、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号））及び報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号））の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第8号及び報告第9号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号）及び令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 報告第8号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和3年7月1日で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を給付するため早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,245万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億7,746万2,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3,245万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付の財源として事務費分、事業費分それぞれ新型コロナ感染症セーフティーネット強化交付金を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,245万5,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金2,808万円のほか必要な事務経費を計上するものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、報告第9号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について御説明を申し上げます。これは令和3年8月12日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、道の駅かさまオープンにかかる経費及び7月の集中豪雨や強風による道路等の被害対応に早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,206万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億1,952万6,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,825万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,381万4,000円の増は、今回の補正の財源調整のため繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、7目道の駅整備事業費1,374万2,000円の増は、12節委託料に、道の駅かさまオープンによる交通渋滞対策といたしまして警備委託料290万2,000円の増、18節負担金補助及び交付金に、道の駅かさまで販売する笠間の食材を生かした加工品等の開発に補助をいたします支援事業補助金832万4,000円の増が主なものでございます。

第6款商工費、第2項観光費、2目観光振興費1,865万7,000円の増は、12節委託料に、令和2年度に引き続き宿泊料金の割引支援を行う誘客促進事業委託料1,396万円、道の駅かさまのオープンに合わせバスを利用した市内周遊ツアー誘客事業委託料469万7,000円を

計上するものでございます。

10ページを御覧ください。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費800万円の増は、市道ののり面崩壊の復旧にかかる測量設計等委託料でございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第8号及び報告第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（石松俊雄君） 日程第6、認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、令和2年度の笠間市一般会計、特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

まず、資料26、歳入歳出決算書の中ほどになります。

134ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。この調書は1,000円単位で記載をしてございます。

1の歳入総額は441億2,463万円、2の歳出総額は426億3,801万円、3の歳入歳出差引残額は14億8,662万円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、（1）の継続費繰越額が1,563万4,000円、（2）の繰越明許費繰越額が6億5,551万3,000円、（3）の事故繰越繰越額が405万5,000円、合わせまして6億7,520万2,000円でございますので、5の実質収支額は8億1,141万8,000円でございます。

次に、6ページ、7ページまでお戻りください。

初めに、歳入の決算額について主なものを御説明申し上げます。

第1款市税でございますが、7ページに収入済額がございます。収入済額が95億5,351万3,991円、不納欠損額が3,235万7,262円、収入未済額が4億1,276万9,238円でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、収入済額69億443万5,000円でございます。

第15款国庫支出金は、収入済額141億7,022万6,521円で、生活保護費などの国庫負担金、新型コロナウイルスに係る特別定額給付金や感染症対応地方創生臨時交付金、道路整備な

どの社会資本整備総合交付金など国庫補助金が主なものでございます。

第16款県支出金は、収入済額24億3,730万9,533円で、障害者自立支援給付費負担金などの県負担金、子ども・子育て支援交付金などの県補助金、県民税徴収交付金などの県委託金が主なものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

第22款市債は、収入済額42億6,367万1,000円で、道の駅整備事業債や防災行政無線デジタル化事業債などが主なものでございます。予算現額と収入済額との比較は事業の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出の決算額について御説明を申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

第2款総務費は、13ページの支出済額欄にございますが、121億9,433万3,816円で、第1項総務管理費の企業立地促進事業や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金事業が主なものでございます。

第3款民生費は、支出済額117億1,286万8,719円で、第1項社会福祉費は国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金や障害者自立支援給付事業など、第2項児童福祉費は民間認定こども園運営事業や児童手当事業が主なものでございます。

第4款衛生費は、支出済額22億1,334万6,617円で、第1項保健衛生費は予防接種事業、第2項清掃費は分別収集事業やじんかい処理事業が主なものでございます。

第5款農林水産業費は、支出済額25億5,596万1,676円で、第1項農業費は多面的機能支払交付金事業や道の駅整備事業が主なものでございます。農林水産業費の翌年度繰越額14億427万8,130円は、強い農業担い手づくり総合支援事業や畜産業推進事業、道の駅整備事業などでございます。

第6款商工費は、支出済額8億9,382万7,748円で、第1項商工費はプレミアム商品券事業、第2項観光費はつつじ公園や北山公園の管理事業が主なものでございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

第7款土木費は、支出済額22億4,289万2,847円で、第2項道路橋りょう費は道路の維持や新設改良、第4項都市計画費は多目的広場整備事業や笠間芸術の森公園機能充実事業が主なものでございます。

土木費の翌年度繰越額7億9,375万9,000円は、南友部平町線の道路整備事業や多目的広場整備事業などでございます。

第8款消防費は、支出済額19億6,463万9,070円で、常備消防車両更新事業や防災行政無線デジタル化整備事業が主なものでございます。

第9款教育費は、支出済額40億6,411万6,397円で、第2項小学校費及び第3項中学校費はみなみ学園義務教育学校整備事業やG I G Aスクール整備事業、第6項保健体育費は給食センターの調理事業などが主なものでございます。教育費の翌年度繰越額4億3,553万

5,000円は、小中学校校舎のエアコン設置事業や岩間学校給食センター大規模改修事業などでございます。

第10款災害復旧費は、支出済額7,824万3,630円で、令和元年度の台風19号により被害を受けた導水路及び河川の災害復旧事業でございます。

第12款諸支出金は、支出済額10億6,707万3,820円で、市立病院や水道、工業用水道事業、公共下水道事業への支出金でございます。

以上で、一般会計決算の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の特別会計について御説明を申し上げます。

初めに、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての御説明を申し上げます。

決算書の166ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は75億2,975万円、歳出総額は72億5,507万8,000円、歳入歳出差引残額は2億7,467万2,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は2億7,467万2,000円でございます。

ページを戻りまして、138、139ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしまして、1款国民健康保険税は、調定額23億203万5,506円に対しまして、収入済額は17億6,801万3,812円で、収納率は現年度分が92.5%、過年度分が25.1%になります。

3款国庫支出金、収入済額1,431万3,000円は、災害臨時特例補助金や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に関わる国保税減免分の補助金でございます。

4款県支出金、収入済額49億3,260万5,972円は県負担金補助金で、保険給付費等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金でございます。

6款繰入金、収入済額6億1,228万4,443円は、一般会計から事務費繰入金や保険基盤安定繰入金等を繰り入れたものでございます。

次に、140ページ、141ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款保険給付費、支出済額48億1,336万6,498円は、療養諸費、高額療養諸費、新型コロナウイルス感染症による傷病手当等を支出したものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、支出済額19億7,720万2,348円は、市町村ごとの被保険者状況等により算定されました県への納付金でございます。

5款保健事業費、支出済額4,964万9,480円は、特定健診及び特定保健指導に関わる経費

と人間ドック、脳ドックの補助、糖尿病性腎症重症化予防事業費に支出したものでございます。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

182ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は9億4,242万8,000円、歳出総額は9億3,741万4,000円、歳入歳出差引残額は501万4,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は501万4,000円でございます。

ページを戻りまして、170、171ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしまして、1款後期高齢者医療保険料は、調定額7億3,162万400円に対しまして、収入済額7億2,484万8,300円で、収納率は現年度分が99.7%、過年度分が38.9%になります。

4款繰入金、収入済額2億370万3,598円は、人件費等の事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、健診事業繰入金など一般会計から収入したものでございます。

6款諸収入、収入済額844万8,949円は、保険料の償還金、還付加算金や健診委託金を収入したものでございます。

次に、172、173ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9億2,119万9,898円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

4款保健事業費、支出済額834万7,541円は、健診事業の経費に支出したものでございます。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

226ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は69億4,231万5,000円、歳出総額は68億9,171万5,000円で、歳入歳出差引残額は5,060万円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額の5,060万円でございます。

ページを戻りまして、186、187ページをお開き願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1款保険料、収入済額14億455万8,272円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料の収入でございます。収納率は、現年度分が98.9%、過年度分が19.1%になります。

3款国庫支出金、収入済額15億3,269万4,534円は、介護給付費に関わります国庫負担金及び地域支援事業に関わります国庫補助金などでございます。

4 款支払基金交付金、収入済額17億8,502万2,359円は、介護給付費及び地域支援事業に関わります法定割合による交付金を支払基金から収入するものでございます。

190、191ページをお開き願います。

歳出の主なものでございますが、1 款総務費、支出済額1 億7,527万7,333円は、人件費や介護認定審査会認定調査などに関わる費用でございます。

2 款保険給付費、支出済額63億9,952万2,567円は、居宅及び施設等の各種介護サービス及び介護予防サービスなどに関わる給付費でございます。

4 款地域支援事業費、支出済額2 億3,007万4,843円は、介護予防、生活支援サービス事業や高齢者見守り等の包括的支援事業、任意事業等に関わる事業費を支出したものでございます。

以上で、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、令和2年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

238ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出とも2,212万1,000円で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額につきましてもゼロ円でございます。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

230、231ページをお開き願います。

1 款サービス収入、収入済額1,618万771円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

3 款繰越金の収入済額74万4,546円は、前年度決算に伴う繰越分の収入でございます。

次に、歳出でございますが、231、233ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額1,486万1,744円は、介護サービス事業に関わります職員の人件費でございます。

2 款サービス事業費、支出済額725万9,420円は、事業所へ委託した介護予防ケアプランの作成手数料を支出したものでございます。

以上で、保健福祉部所管の特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 認定第1号のうち、上下水道部の所管になります農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

254ページを御覧ください。

概要につきまして、実質収支に関する調書で御説明申し上げます。

1、歳入総額は7 億9,564万9,000円、2、歳出総額が7 億8,944万7,000円、3、歳入歳出差引残額は620万2,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰

越額が1万円ありますので、この実質収支額は619万2,000円でございます。

ページを242、243ページにお戻りください。

歳入歳出決算書について主なものを御説明いたします。

歳入の第1款分担金及び負担金、収入済額1,816万9,000円は、受益者からの分担金収入でございます。

第2款使用料及び手数料の収入済額7,597万7,099円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第3款国庫支出金1億2,625万8,000円及び第4款県支出金2,370万8,000円の収入済額につきましては、主に友部北部地区の事業に関わる補助金でございます。そのほか、繰入金から市債につきましては記載のとおりであり、歳入収入済合計は7億9,564万9,323円でございます。

次に、歳出につきましては、244、245ページを御覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費、支出済額1億3,634万7,364円は、施設の維持管理及び修繕費が主なものでございます。

第2項農業集落排水施設建設費、支出済額3億6,261万8,363円は、友部北部地区の施設整備費用が主なものでございます。

第2款公債費2億9,048万1,207円は、下水道事業債の元金及び利子の支払いでございます。合わせました歳出合計は7億8,944万6,934円でございます。なお、翌年度繰越額として1億1,194万9,000円を繰り越しております。

以上で、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

タブレットの資料番号27、笠間市立病院事業会計決算書6ページ、7ページをお開き願います。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額9億6,271万8,588円、支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額9億9,534万6,343円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の決算額1,664万1,679円、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額2,695万5,432円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,031万3,753円となり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

10ページをお開き願います。

損益計算書で、こちら金額につきましては消費税を抜いた額となっております。

1、医業収益は7億9,001万3,721円、2の医業費用8億3,633万6,771円で、医業損失は4,632万3,050円となっております。3、医業外収益は1億6,598万3,010円、4の医業外費用は1億5,070万49円であり、経常損失は3,104万89円となります。5の特別利益が31万5,585円、6の特別損失は253万5,563円であり、当年度純損失は3,326万67円となります。

前年度繰越欠損金に当年度純損失を加えまして、当年度未処理欠損金は6億4,421万4,493円となります。

11ページには剰余金計算書及び欠損金処理計算書、12、13ページには貸借対照表、16ページからは決算附属資料を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 認定第3号、認定第4号及び認定第5号について御説明申し上げます。

初めに、認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

28番水道事業会計決算書を御覧ください。

6ページ、7ページ、決算報告書になります。

1、収益的収入及び支出の収入は、第1款水道事業収益の決算額18億2,453万9,876円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款水道事業費用15億9,356万1,974円でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が9,252万9,000円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款資本的支出の6億829万7,669円でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額5億1,576万8,669円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

10ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純利益は1億8,152万1,440円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました、一番下の当年度の未処分利益剰余金は17億7,847万2,351円でございます。

決算書の12ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、附属決算書

類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

29番、工業用水道事業会計決算書6ページ、7ページの決算報告書を御覧ください。

1、収益的収入及び支出の収入は、第1款工業用水道事業収益の決算額3,004万9,207円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款工業用水道事業費用の2,515万9,062円でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、今年度はございません。

対しまして、支出の決算額は、第1款資本的支出の605万円でございます。資本的収入が、資本的支出に不足する額605万円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

10ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から4の特別利益までの計算により、下から4行目、当年度純利益は434万145円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は8,645万5,891円でございます。

決算書12ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

30番の公共下水道事業会計決算書4ページ、5ページの決算報告書を御覧ください。

1、収益的収入及び支出の収入は、第1款下水道事業収益の決算額17億8,466万7,902円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業費用17億3,881万8,447円でございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款下水道事業資本的収入の決算額が20億2,736万8,400円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業資本的支出の25億

5,155万942円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億2,418万2,542円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

8ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純損失は2,217万5,346円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は7,328万6,259円でございます。

決算書10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時25分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し議事を再開いたします。

16番西山 猛君が退席いたしました。

---

### 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、平成30年から活動されている伊藤 晃氏が令和3年12月31日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第8、議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容を新旧対照表により御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

第24条、それから6 ページの下段でございます第36条の3の3、そして、7 ページの中段でございます附則第5条は、市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直しに伴う改正でございます。

同じく、7 ページ下段の附則第6条は、セルフメディケーション税制の令和9年度までの延長に伴う改正でございます。

次に、2 ページまでお戻りください。

附則でございます。

第1条におきまして施行期日について定め、第2条におきまして経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案の改正理由は大きく2点あり、1点目の理由といたしましては、国が社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードを公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくことから、通知カードの新規発行等の手続を廃止したことによる改正となります。

2点目の理由といたしましては、法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構

がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に関わる手数料の徴収事務については、同機構から市町村に委託することができる旨が規定されたことによる改正となります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページを御覧ください。

市が手数料を徴収する事務などと手数料の金額が定められております別表第1中、(23)の項は、国が通知カード新規発行等の手続を廃止したことに伴い、市が行っていた通知カードの再交付に関わる業務を行う必要がなくなったため、本手数料を削除いたします。(24)の項は、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、マイナンバーカードを再発行する際の手数を市の条例で規定する必要がなくなったため本手数料を削除いたします。また、(23)の項及び(24)の項の削除により、(25)の項から(42)の項までを2項ずつ繰り上げております。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するとしております。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、都市公園として開園する笠間中央公園の管理に関し、必要な事項を定めるため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、都市公園として開園する笠間中央公園の管理に関し必要な事項を定めるため、笠間市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第7条関係別表第1の有料公園施設の表中に笠間中央公園全域を加えるものでございます。

ページを進んでいただきまして、5 ページを御覧ください。

第11条関係別表第2、有料公園施設を利用する場合の表中に笠間中央公園の使用料を加えるものでございます。

ページを2 ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、令和3年10月1日から施行するものと定めております。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業の健全な事業運営の継続を図るため、下水道使用料について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第70号及び議案第71号について御説明申し上げます。

初めに、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本改正につきましては、農業集落排水事業の健全な事業運営の継続を図るため、適正な

負担の観点から農業集落排水施設使用料の改定を行い、併せて所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

表の右の欄が現行で、左の欄が改正案でございます。

別表第2（第16条関係）使用料の額の改正で、1点目は、基本料金2か月当たり汚水量20立方メートルまでを2,800円から3,220円に改定するものでございます。

2点目は、超過料金の改正でございます。区分は4段階で、1立方メートル当たり140円から170円を161円から195円に改定するものであります。

ページを戻りまして、2ページの中段、附則を御覧ください。

施行日は令和4年4月1日でございますが、経過措置を採用いたします。内容は、使用料算定の基礎となる汚水排出量の認定に関わる期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該汚水排出量に関わる使用料は、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本改正につきましては、公共下水道事業の健全な事業運営の継続を図るため、適正な負担の観点から、下水道使用料の改定を行い、併せて所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

表の右の欄が現行で、左の欄が改正案でございます。

別表（第17条関係）の改正で、1点目は一般汚水及び浴場汚水の基本料金2か月当たり汚水量20立方メートルまでを2,800円から3,220円と改定するものでございます。

2点目は、超過料金の改正でございます。初めに、一般汚水は4段階で1立方メートル当たり140円から170円を161円から195円に、次に、浴場汚水40円を46円に改定するものであります。

ページを戻りまして、2ページの中段、附則を御覧ください。

施行日は令和4年4月1日でございますが、経過措置を採用いたします。内容は、使用料算定の基礎となる汚水排出量の認定に関わる期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該汚水排出量に関わる使用料は、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）

議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）及び議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）の2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第72号及び議案第73号、工事請負契約の締結については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）及び議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）を御説明申し上げます。

まず、議案第72号について御説明いたします。

初めに、契約の目的でございますが、浸出水処理施設建設工事でございます。

笠間市環境センターで処理した後の焼却灰や不燃物残渣を埋立てしている諏訪クリーンパークの第1期最終処分場が令和5年度に埋立て終了する見込みであることから、令和3年度から2か年継続事業で行います第2期最終処分場の整備に伴い、埋立地に浸入いたします雨水を処理するための施設建設工事を行うものでございます。工事概要といたしましては、機械設備や配管、電気計装設備工事、建築工事などがございます。

次に、契約についてでございますが、6月29日に条件付一般競争入札を行った結果、落札者と7月16日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は5億9,400万円、うち消費税が5,400万円でございます。契約の相手方は、東京都品川区西五反田7丁目25番19号、共和化工株式会社関東支店、支店長高田真人でございます。

議案第72号の説明は以上です。

続きまして、議案第73号について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、最終処分場建設工事となります。

建設工事の理由につきましては、議案第72号と同様でございます。

施設概要といたしましては、埋立て面積1万1,000平米、埋立て容量4万8,600立米、最終処分場整備に関わる土木工事、貯留構造物工事、地下水の汚染を防止する遮水工事、浸出水や雨水の排水工事、搬入道路工事などを行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、8月4日に条件付一般競争入札を行った結果、落札者と8月18日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は6億5,670万円、うち消費税が5,970万円でございます。契約の相手方は、東京都新宿区津久戸町2番1号、株式会社熊谷組首都圏支店専務執行役員支店長大野雅紀でございます。

議案第73号の説明は以上となります。

以上で、議案第72号及び議案第73号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）

議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの提案は、一般会計のほか特別会計4会計及び企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億1,090万3,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表継続費補正でございます。

南友部平町線整備事業（橋梁上部工事）は、事業費の確定見込みによりまして総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1、追加は、可燃ごみ収集袋製造等業務委託から、次の9ページの2段目、岩間学校給食センター調理業務委託までの9事業につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更は、校務用パソコン賃借料が新型コロナウイルス感染症の影響によりパソコンの調達が大幅に遅れるため、期間及び限度額を変更するものでございます。

10ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。

道の駅整備事業債から臨時財政対策債まで事業費の補正及び今年度の起債可能額が決定したことから補正をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第10款地方特例交付金2,431万5,000円の減は、住宅借入金等特別税額控除に係る個人住民税減収補填特例交付金、自動車税及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収補填特例交付金の確定によるものでございます。

第11款地方交付税10億9,288万9,000円の増は、普通交付税の額の確定によるものでございます。

14ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,885万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増によるものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金9,420万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,383万4,000円の増が主なものでございます。

15ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金1億969万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,174万5,000円の増、廃棄物処理施設整備交付金9,776万5,000円が主なものでございます。

17ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7億8,311万4,000円の減、及び2目減債基金繰入金5億2,075万7,000円の減は、地方交付税や繰越金等の一般財源が確保できる見込みになったことから減額をするものでございます。

18ページを御覧ください。

16目企業立地促進基金繰入金2億円の増は、企業立地促進事業補助金に充てるため基金から繰入れをするものでございます。

次に、歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正をしてございます。

次に、21ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、下段の6目企画費2,934万9,000円の増は、22ページになりますが、18節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける貸切りバス事業者及びタクシー事業者の支援としまして、地域交通継続協力補助金1,100万円が主なものでございます。

10目電算管理費1,369万5,000円の増は、12節委託料に一般廃棄物処理手数料の徴収業務や就学援助の申請業務にかかるRPA業務委託料359万7,000円。次の23ページでございしますが、17節備品購入費に各小中学校体育館等の公共施設へのWi-Fi整備にかかる機器の購入費440万円が主なものでございます。

34ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費6,040万円の増は、12節委託料に新型コロナウイルスワクチン接種費用にかかる医師等の時間外及び休日加算分、また、新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢が12歳以上に引き下げられたことに伴う予防接種委託料3,885万5,000円の増が主なものでございます。

38ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第2項林業費、1目林業振興費1,000万6,000円の増は、12節委託料に、森林環境譲与税を活用し、愛宕山周辺整備を実施するための森林間伐等委託料957万円が主なものでございます。

39ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費663万3,000円の増は、12節委託料に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の酒蔵への支援としまして、笠間の地酒魅力広

援事業委託料389万3,000円が主なものでございます。

41ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,724万4,000円の増は、14節工事請負費に道水路維持補修整備工事費2,721万円の増が主なものでございます。

3目道路新設改良費4,440万円の増は、12節委託料に道路改良工事のための測量設計等委託料3,760万円の増が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

第4項都市計画費、3目公園費1,870万円の増は、14節工事請負費にムラサキパークかさま利用者の日よけの整備及び夜間利用者の安全性を確保するため進入路への照明を整備するスケートボードパーク整備工事費554万4,000円が主なものでございます。

第8款消防費、第1項消防費、1目常備消防費2,126万3,000円の増は、次の44ページになりますが、10節需用費に、新型コロナウイルス感染症防止対策として物品の購入にかかる医薬材料費1,037万3,000円の増が主なものでございます。

3目消防施設費1,013万8,000円の増は、17節備品購入費に非接触型自動心臓マッサージ機の購入費536万1,000円が主なものでございます。

46ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費1,287万9,000円の増は、14節工事請負費に、岩間第三小学校の物置設置及び駐車場整備工事等にかかる施設整備工事費571万円の増が主なものでございます。

47ページを御覧ください。

第3項中学校費、1目学校管理費1,157万8,000円の増は、14節工事請負費に、笠間中学校の部室改修や稲田中学校の放送機器整備工事等にかかる施設整備工事費595万3,000円の増が主なものでございます。

50ページを御覧ください。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費401万4,000円の増は、次の51ページになりますが、18節負担金補助及び交付金に、スケートボード全日本選手権大会の誘致にかかる負担金1,000万円及び同大会の開催に合わせてスポーツフェスティバルを開催するための負担金400万円が主なものでございます。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費1,980万円の増は、7月の集中豪雨により被災しました市道ののり面崩落にかかる災害復旧工事費でございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） ここで皆様に申し上げます。

間もなく12時となりますが、この日程終了まで議事を続けたいと思いますので、御了承ください。

保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,337万円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億5,337万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

歳入につきましては、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金130万円の減額は、職員給与等の事務費繰入金の減額でございます。

7 款1 項1 目繰越金2 億7,467万円の増額は、令和2 年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、7 ページをお開き願います。

歳出につきましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費130万円の減額は、人事異動に伴う給料等人件費の減額でございます。

6 款1 項基金積立金、1 目準備金積立金2 億6,398万9,000円の増額は、前年度繰越金を国保財政調整基金へ積み立てるものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金1,068万1,000円の増額は、特定健診事業費負担金補助金の精算で、前年度実績に伴い国へ返納するものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

続きまして、議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9 億9,339万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、5 款1 項1 目繰越金501万2,000円の増額は、令和2 年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、7 ページをお開き願います。

歳出につきましては、2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金430万7,000円の増額は、前年度保険料の精算に伴う広域連合への納付金でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金38万7,000円の増額は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

次に、議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,519万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,619万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

5 款県支出金、1 項県補助金、1 目介護給付費負担金323万8,000円、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、7 ページをお開きいただきまして、5 目低所得者保険料軽減繰入金306万7,000円、続きまして、8 款1 項1 目繰越金5,059万9,000円につきましては、令和2年度の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。

9 ページをお開き願います。

5 款1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金394万円の減額は、令和2年度の精算によるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金3,016万5,000円は、令和2年度精算に伴う地域支援事業費及び介護給付費の国庫負担金、県負担金、支払基金交付金等の返還金でございます。

4 項繰出金、1 目一般会計繰出金3,065万6,000円の増額は、令和2年度の介護給付費、地域支援事業費、職員給与費、事務費等の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,998万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

歳入になります。

第4 款繰入金、第1 項1 目一般会計繰入金2万円の減は、一般会計からの職員人件費負担金の減額でございます。

続きまして、歳出になります。

7 ページを御覧ください。

第 1 款農業集落排水事業費、第 1 項 1 目農業集落排水施設管理費 2 万円の減は、3 節職員手当等で人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

以上で、議案第 78 号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第 79 号 令和 3 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 2 号）を御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。第 1 款病院事業収益に 4,389 万 6,000 円を追加し、総額を 8 億 9,845 万 7,000 円に、支出の第 1 款病院事業費用に 4,389 万 6,000 円を追加し、総額を 10 億 1,477 万 8,000 円とするものでございます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ利用することができない経費でございます。

2 ページを御覧ください。

第 4 条は他会計からの補助金でございます。

収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明をさせていただきます。

15 ページを御覧いただきたいと思っております。

収益的収入でございます。

第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益は、2 目外来収益 1,620 万円の増、こちらは P C R 検査にかかる診療報酬の増によるものでございます。

3 目その他医業収益 2,163 万 5,000 円の増、こちらは公衆衛生活動収益といたしまして、新型コロナワクチン接種に関わる委託料の収益でございます。

第 2 項医業外収益は、2 目他会計補助金 246 万 1,000 円の増で、国の繰出基準に基づく補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金となっております。

6 目国県補助金 360 万円の増は、新型コロナワクチン接種の促進に関わる国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

16 ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費 2,851 万 5,000 円の増は、人事異動及び新型コロナウイルスワクチン接種に伴う会計年度任用職員の採用に伴う人件費の補正でございます。

17 ページを御覧ください。

3目経費1,538万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した消耗備品の購入103万8,000円の増と、PCR検査委託料を増額する委託料1,350万円の増が主なものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第80号、議案第81号及び議案第82号について御説明申し上げます。

初めに、議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益を8万円減額し、水道事業収益計を17億9,203万8,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を19万7,000円減額し、水道事業費用計を16億1,090万6,000円に補正するものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正を行うもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億7,776万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,710万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2億8,066万2,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。内容につきましては、収入の第1款資本的収入、第3項他会計負担金を302万5,000円増額し、資本的収入計を9億1,802万7,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,142万8,000円増額し、資本的支出計を12億9,579万2,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

第5条他会計からの補助金は、一般会計から受ける消火栓設置に要する負担金等を補正するものでございます。

今回の補正の内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入の第1款水道事業収益の減は、第2項営業外収益、2目他会計補助金8万円の減額でございます。

13ページを御覧ください。

支出の第1款水道事業費用の減は、第1項営業費用、5目総係費19万7,000円の減額で

ございます。

14ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の第1款資本的収入の増は、第3項他会計負担金、1目一般会計負担金302万5,000円の増額で消火栓設置負担金でございます。

15ページを御覧ください。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費3,142万8,000円の増額の主なものは、2目施設改良費で、道路改良工事に伴う配水管布設替え及び消防本部との協議により消火栓設置工事を行う費用でございます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における取水施設更新工事を1,455万3,000円減額、浄水施設更新工事を1,661万円増額するものでございます。

第3条は収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を35万1,000円増額し、工業用水道事業費用計を2,795万7,000円に補正するものでございます。

第4条は資本的支出の補正を行うもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,661万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額151万円、過年度分損益勘定留保資金1,510万円を補填するものとするに改め、補正するものでございます。内容につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を205万7,000円増額し、資本的支出計を1,661万円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

それでは、今回の補正の内容について明細書により御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用の総額の主なものは、1目原水及び浄配水費17万9,000円で、施設修繕のための材料費を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費の増額は、2目施設改良費205万7,000円で、工業用水浄水場のろ材更新工事を行うものでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における処理場建設事業を403万円減額し、3億4,172万円にするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益を1,937万1,000円増額、第2項営業外収益を36万円減額し、下水道事業収益計を18億4,279万1,000円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を1,901万1,000円増額し、下水道事業費用計を18億4,279万1,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出の補正を行うもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,067万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億468万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金4億7,599万2,000円で補填するものとするに改め補正するものでございます。

2 ページを御覧ください。

収入の第1款資本的収入、第6項工事負担金533万1,000円を増額、第7項国庫補助金325万円を増額し、資本的収入計を12億2,977万2,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費403万円を減額し、資本的支出計を18億1,044万7,000円とするものでございます。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第6条は他会計からの補助金を記載のとおり改めるものでございます。

主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款下水道事業収益の増額の主なものといたしまして、第1項営業収益、1目下水道使用料1,937万1,000円で、管路整備に伴う新規接続者などによるものでございます。

15ページを御覧ください。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用の増額の主なものといたしまして、1目汚水管路費622万6,000円でマンホールポンプ修繕工事、3目処理場費959万8,000円で浄化センターともべの処理施設修繕工事、4目ポンプ場費357万7,000円で下市毛ポンプ場の流入ゲート及び大沢ポンプ場の主ポンプ修繕工事を行うものでございます。

16ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第6項工事

負担金、2目区域外流入分担金533万1,000円の増額は、道の駅かさまの分担金確定によるものでございます。

第7項1目国庫補助金325万円の増は、防災安全交付金内示額の増額によるものでございます。

17ページを御覧ください。

支出の第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、3目処理場建設費403万円の減は、人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程は全て終了です。

次の本会議は、明後日9月2日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後零時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 益子康子

署名議員 中野英一